

## 和歌山市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成31年3月25日

|          |      |
|----------|------|
| 和歌山市監査委員 | 森田昌伸 |
| 同上       | 柳野純夫 |
| 同上       | 尾崎方哉 |
| 同上       | 藪浩昭  |

### 第1 監査の期間

平成30年9月10日から平成31年2月8日まで

### 第2 監査の対象

- 1 学校教育活動交付金
- 2 部活動交付金

### 第3 監査の項目

- 1 財政援助団体関係
  - (1) 申請書、請求書等の提出の適時性
  - (2) 対象事業の計画性及び有効性
  - (3) 出納関係書類の整備及び保管状況
  - (4) 会計経理の適正性
  - (5) 精算報告及び返還金処理の適正性
  - (6) 会計上の責任体制の確立、内部統制の有効性
  - (7) 現金、預金通帳等の管理体制
  - (8) 監査役、監事の独立性
  - (9) その他
- 2 所管課関係
  - (1) 交付決定の適法性
  - (2) 交付要綱の整備状況
  - (3) 交付目的及び補助事業内容の明瞭性
  - (4) 補助金等の額の算定及び手続の適正性
  - (5) 実績報告書等による補助金等の効果及び条件履行の確認
  - (6) その他

### 第4 監査の結果

監査の結果は次表のとおり、おおむね良好であった。

なお、監査の際に見受けられた整備を要する事項のうち、軽微なものについては、その都度指導したので省略する。

1 学校教育活動交付金

|        |                         |
|--------|-------------------------|
| 監査対象年度 | 平成29年度                  |
| 監査実施日  | 平成30年11月8日から平成31年2月7日まで |
| 財政援助団体 | 和歌山市立の各小中学校及び義務教育学校     |
| 所管課    | 教育委員会事務局 教育学習部 教育政策課    |
| 補助金額   | 16,386,137円             |
| 監査結果   | おおむね良好であった。             |

2 部活動交付金

|        |                               |
|--------|-------------------------------|
| 監査対象年度 | 平成29年度                        |
| 監査実施日  | 平成30年11月15日、11月27日、平成31年1月31日 |
| 財政援助団体 | 和歌山市小学校長会及び和歌山市中学校長会          |
| 所管課    | 教育委員会事務局 教育学習部 教育政策課          |
| 補助金額   | 13,876,350円                   |
| 監査結果   | おおむね良好であった。                   |